

当該事象	繰り上げ後の信用期日
上場廃止	最終取引日の4営業日前
合併（消滅会社）	最終取引日の4営業日前
株式交換（完全子会社）	最終取引日の4営業日前
株式移転（消滅会社）	最終取引日の4営業日前
株式分割（非整数倍）	権利付最終日
株式無償割当（非整数倍）	権利付最終日
株式併合	権利付最終日

※原則として、整数倍の株式分割について、建単価の調整が行われるため、信用期日の繰上げはありません。